

- (5) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設の事業者
- (6) 児童福祉法第24条の2第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
(事業者の登録)

第7条 事業者は、その事業所において第5条各号に規定する拠点事業に係る地域生活支援拠点等機能を担おうとするときは、市長に対して草津市湖南圏域地域生活支援拠点等事業所届出書（別記様式第1号）に事業所の運営規程の写しおよびその他市長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた時は、当該事業者を地域生活支援拠点等事業所として登録し、草津市湖南圏域地域生活支援拠点等事業所登録通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を湖南圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所リスト（別記様式第3号）に記載するとともに、湖南圏域において当該リストの情報を共有するものとする。

4 事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

5 事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、市長から求めがあった場合は、提出しなければならない。
(登録の変更または廃止)

第8条 前条第2項の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）が登録内容を変更、廃止、休止または再開する時は、市長に草津市湖南圏域地域生活支援拠点等事業所届出書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(報告および調査等)

第9条 市長は、必要に応じて登録事業者および受託事業者に対して、本事業の運営状況を調査しまたは報告を求めることができる。

(登録の取り消し)

第10条 市長は、登録事業者が各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正または虚偽の申請により登録を行ったことが判明したとき。
- (3) 第8条の規定により廃止の届け出がされたとき。
- (4) その他市長が登録事業者として不適当と認めたとき。

2 市長が、前項による取り消しを行ったときは、当該

事業者に対し草津市湖南圏域地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書（別記様式第4号）により通知する。
(個人情報の保護)

第11条 登録事業者および受託事業者の職員であった者は、業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、湖南地域障害児・者サービス調整会議において協議し、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第7条第1項、第8条関係)

草津市湖南圏域地域生活支援拠点等事業所届出書

年 月 日

草津市長 様

届出者 所 在 地

事業者名

代表者名

㊦

湖南圏域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として下記のとおり届け出ます。
なお、関係する各機関にこの届出に関する情報を提供することについて同意します。

届 出 区 分	1 新規	2 変更(休止・再開)	3 廃止
事業所の名称			
事業所番号			
事業所の所在地	〒		
事業所の連絡先	電話: FAX: E-mail:		
事業の種類			
対象とする障害特性	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 強度行動障害 5 重度身体障害(医療的ケア)		
対応地域	1 草津市 2 守山市 3 栗東市 4 野洲市		
適用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
支援可能な曜日・時間等			
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり		

添付書類:運営規程(地域生活支援拠点等にかかる加算を得ようとする場合には、当該事業所等が拠点等の機能を担う事業所等であることを規定していること。)

受付印(市記入欄)

様式第2号(第7条第2項関係)

草津市湖南圏地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで届出のあった草津市湖南圏地域生活支援拠点等事業所の登録について、草津市湖南圏地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第7条第2項の規定により、拠点事業を行う事業者として登録したので通知します。

事業所の名称	
事業所番号	
事業所の所在地	〒
事業の種類	
対象とする障害特性	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 強度行動障害 5 重度身体障害(医療的ケア)
対応地域	1 草津市 2 守山市 3 栗東市 4 野洲市
適用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
支援可能時間・曜日等	
地域生活支援拠点等として担う機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり

様式第4号(第10条第2項関係)

草津市湖南圏地域生活支援拠点等事業所登録取消通知書

年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで届出のあった草津市湖南圏地域生活支援拠点等事業所登録について、草津市湖南圏地域生活支援拠点等整備事業実施要綱第10条第2号の規定により、拠点事業を行う事業者として登録を取り消したので通知します。

事業所の名称	
事業所番号	
事業の種類	
対象とする障害特性	1 身体障害 2 知的障害 3 精神障害 4 強度行動障害 5 重度身体障害(医療的ケア)
対応地域	1 草津市 2 守山市 3 栗東市 4 野洲市
取消年月日	年 月 日
取消理由	☐ (1) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき ☐ (2) 不正または虚偽の申請により登録を受けたとき ☐ (3) その他市長が登録事業者として不適当と認めたとき ()
備考	

様式第3号(第7条第3項関係)

湖南圏地域の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所リスト

No	名称	所在地	電話番号	事業の種類	対象障害(※1)	担う機能(※2)	対応地域(※3)	その他
1					①:②:③:④:⑤	①:②:③:④:⑤	①:②:③:④:⑤	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								

【調査】 ※1 …① 身体障害 ② 知的障害 ③ 精神障害 ④ 強度行動障害 ⑤ 重度身体障害(医療的ケア)
※2 …① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり
※3 …① 草津市 ② 守山市 ③ 栗東市 ④ 野洲市

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第141号

草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱（平成10年草津市告示第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> （助成事業等）	第1条 <省略> （助成事業等）
第2条 <現行どおり>	第2条 <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>
3 第1項の助成を受けることができる場合は、次条に定めるもののほか、同項第1号の助成にあっては、自動車税または軽自動車税について減免されている自動車を障害者等が自らの生活のために本人もしくは生計を一にする家族（ <u>本人との間で草津市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第7条（令和6年草津市告示第45号）の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証カードの交付を受けた者を含む。</u> ）が運行する場合とし、同項第2号の助成にあっては、障害者等が自己のためにタクシーまたは福祉有償運送（以下「タクシー等」という。）を利用する場合とし、第3号の助成にあっては、外出時に常時ストレッチャーを利用する障害者等が自己のためにストレッチャータクシーを利用する場合とする。	3 第1項の助成を受けることができる場合は、次条に定めるもののほか、同項第1号の助成にあっては、自動車税または軽自動車税について減免されている自動車を障害者等が自らの生活のために本人もしくは生計を一にする家族が運行する場合とし、同項第2号の助成にあっては、障害者等が自己のためにタクシーまたは福祉有償運送（以下「タクシー等」という。）を利用する場合とし、第3号の助成にあっては、外出時に常時ストレッチャーを利用する障害者等が自己のためにストレッチャータクシーを利用する場合とする。
第3条～第16条 <現行どおり>	第3条～第16条 <省略>
別記様式第1号（第4条、第5条第2項関係） （別添1-1のとおり）	別記様式第1号（第4条、第5条第2項関係） （別添1-2のとおり）
別記様式第2号 <現行どおり>	別記様式第2号 <省略>
別記様式第3号（第5条関係） （別添2-1のとおり）	別記様式第3号（第5条関係） （別添2-2のとおり）
別記様式第4号～別記様式第6号 <現行どおり>	別記様式第4号～別記様式第6号 <省略>
別記様式第7号（第9条関係） （別添3-1のとおり）	別記様式第7号（第9条関係） （別添3-2のとおり）
別記様式第8号（第11条関係） （別添4-1のとおり）	別記様式第8号（第11条関係） （別添4-2のとおり）
別記様式第9号（第14条関係） （別添5-1のとおり）	別記様式第9号（第14条関係） （別添5-2のとおり）

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別添1～1

別記

様式第1号(第4条、第5条第2項関係)

ねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証交付申請書 兼
ねたきり高齢者等 福祉タクシー運賃 助成申請書
ストレッチャータクシー運賃

年 月 日

草津市長

宛

申請者 住所

氏名

(助成対象者との続柄)

〔電話〕

ねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証の交付およびタクシー運賃助成
を受けたく、下記のとおり申請します。

助 成 対 象 者	住 所	草津市					
	氏 名						
	個人番号						
	生年月日	年 月 日	生 年 齢	歳			
	要介護度	要介護 3・4・5	要介護認定 有効期限	年 月 日			
助成券の種類	1 福祉タクシー運賃(普通および車椅子用) 2 ストレッチャータクシー運賃						
対象者証 交付番号	第 号						
助成券番号	第 号						

(備考)

- 1 助成券の再交付はできません。
- 2 助成券交付後の変更はできません。

別添1～2

別記

様式第1号(第4条、第5条第2項関係)

ねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証交付申請書 兼
ねたきり高齢者等 福祉タクシー運賃 助成申請書
ストレッチャータクシー運賃

年 月 日

草津市長

宛

申請者 住所

氏名

(助成対象者との続柄)

〔電話〕

ねたきり高齢者等福祉タクシー等助成券交付対象者証の交付およびタクシー運賃助成
を受けたく、下記のとおり申請します。

助 成 対 象 者	住 所	草津市					
	氏 名						
	個人番号						
	生年月日	年 月 日	生 年 齢	歳			
	要介護度	要介護 3・4・5	要介護認定 有効期限	年 月 日			
助成券の種類	1 福祉タクシー運賃(普通および車椅子用) 2 ストレッチャータクシー運賃						
対象者証 交付番号	第 号						
助成券番号	第 号						

(備考)

- 1 氏名を記載し押印することによって、署名することができます。
- 2 助成券の再交付はできません。
- 3 助成券交付後の変更はできません。

別添2～1

様式第3号(第5条関係)

自動車燃料費
草津市重度心身障害(児)者等 福祉タクシー運賃 /助成申請書
ストレッチャータクシー運賃

年 月 日

草津市長

宛

申請者 住所 草津市

氏名

(助成対象者との続柄)

〔電話〕

(いずれか一つに○印をつけてください。)

- 1 自動車燃料費(自動車専用)
 - 2 福祉タクシー運賃
 - 3 ストレッチャータクシー運賃
- の助成を受けたく、次のとおり申請します。

助 成 対 象 者	住 所	草津市					
	ふりがな						
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳			
	種 別	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳					
手 帳 交 付	年 月 日			交付番号	第 号		
身体障害等級 障害種別	(視、聴、肢、心、腎、呼) 級 種			障害程度	療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		
助 成 券 番 号	第 号			号			

(備考)

- 1 助成券の再交付はできません。
- 2 助成券交付後の変更はできません。

別添2～2

様式第3号(第5条関係)

自動車燃料費
草津市重度心身障害(児)者等 福祉タクシー運賃 /助成申請書
ストレッチャータクシー運賃

年 月 日

草津市長

宛

申請者 住所 草津市

氏名

(助成対象者との続柄)

〔電話〕

(いずれか一つに○印をつけてください。)

- 1 自動車燃料費(自動車専用)
 - 2 福祉タクシー運賃
 - 3 ストレッチャータクシー運賃
- の助成を受けたく、次のとおり申請します。

助 成 対 象 者	住 所	草津市					
	ふりがな						
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳			
	種 別	1 身体障害者手帳 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳					
手 帳 交 付	年 月 日			交付番号	第 号		
身体障害等級 障害種別	(視、聴、肢、心、腎、呼) 級 種			障害程度	療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級		
助 成 券 番 号	第 号			号			

(備考)

- 1 氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。
- 2 助成券の再交付はできません。
- 3 助成券交付後の変更はできません。

別添 3 ー 1

様式第 7 号(第 9 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等
助成事業助成金請求書

年 月 日

草津市長

宛

所在地

事務所名

代表者名

印

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業実施要綱第 9

1 自動車燃料費
条の規定により 2 福祉タクシー運賃助成金 年 月分を下記のとおり
3 ストレッチャータクシー運賃助成金
り請求します。

記
請求額 金 円

(内訳)

単 価	件 数	金 額

振込先銀行	銀行・金庫	本・支店
預 金 種 目	普通・当座預金	
口座番号		
口座名義人		

別添 3 ー 2

様式第 7 号(第 9 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等
助成事業助成金請求書

年 月 日

草津市長

宛

所在地

事務所名

代表者名

印

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業実施要綱第 9

1 自動車燃料費
条の規定により 2 福祉タクシー運賃助成金 年 月分を下記のとおり
3 ストレッチャータクシー運賃助成金
り請求します。

記
請求額 金 円

(内訳)

単 価	件 数	金 額

振込先銀行	銀行・金庫	本・支店
預 金 種 目	普通・当座預金 第 号	
口座名義人		

別添 4 ー 1

様式第 8 号(第 1 1 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業
氏 名 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日

草津市長

宛

住所

氏名

氏名

下記のとおり を変更したので次のとおり届けます。

住所

助成券番号	第 号
新 氏 名	
旧 氏 名	
新 住 所	
旧 住 所	
変更年月日	

別添 4 ー 2

様式第 8 号(第 1 1 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業
氏 名 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日

草津市長

宛

住所

氏名

印

氏名

下記のとおり を変更したので次のとおり届けます。

住所

助成券番号	第 号
新 氏 名	
旧 氏 名	
新 住 所	
旧 住 所	
変更年月日	

別添 5-1

様式第 9 号(第 14 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業
資 格 喪 失 届

草津市長 宛 年 月 日

住所
氏名
(喪失者との続柄)

下記の理由により、資格がなくなったので次のとおり届け出ます。

対象者氏名	
対象者住所	
助成券番号	
資格喪失理由	1 死亡 2 市外へ転出 3 (そ の) 他
発生年月日	年 月 日

添付書類 未使用助成券

草津市告示第 142 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の
2 第 11 項の規定により、令和 6 年草津市告示第 12 号
により告示した事項に変更があったので、同条第 10 項
後段の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 名称
下笠町北出町内会
- 2 変更があった事項
代表者の氏名および住所
山元 善雄
草津市下笠町 998 番地
- 3 変更日
令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

別添 5-2

様式第 9 号(第 14 条関係)

草津市重度心身障害(児)者等自動車燃料費・福祉タクシー運賃等助成事業
資 格 喪 失 届

草津市長 宛 年 月 日

住所
氏名
(喪失者との続柄)

下記の理由により、資格がなくなったので次のとおり届け出ます。

対象者氏名	
対象者住所	
助成券番号	
資格喪失理由	1 死亡 2 市外へ転出 3 (そ の) 他
発生年月日	年 月 日

添付書類 未使用助成券

草津市告示第 143 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の
2 第 11 項の規定により、令和 5 年草津市告示第 138
号により告示した事項に変更があったので、同条第 10
項後段の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 名称
下物町内会
- 2 変更があった事項
代表者の氏名および住所
田中 文治
草津市下物町 541 番地
- 3 変更日
令和 6 年 4 月 1 日

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

(令和 6 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第144号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 <現行どおり> 別表（第3条第1項関係） <現行どおり> 草津市建設部市営住宅課 <現行どおり>	第1条～第8条 <省略> 別表（第3条第1項関係） <省略> 草津市建設部住宅課 <省略>

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年4月1日揭示済み）

公 告

公 告

草津農業振興地域整備計画変更案の縦覧について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、草津農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

草津市に住所を有する者は、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供する農業振興地域整備計画の変更案について、草津市に対して意見書を提出することができる。

草津市は、意見書が提出された場合、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により意見書の要旨および当該意見書の処理の結果を公告する。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第13条第4項において準

用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に草津市に書面にてこれを申し出ることができる。

令和6年3月18日

草津市長 橋 川 渉

- 変更する農業振興地域整備計画の名称
草津農業振興地域整備計画
- 変更する理由
経済事情の変動その他情勢の推移
- 縦覧期間
自 令和6年3月18日
至 令和6年4月17日
- 縦覧場所
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号
- 意見書の提出および異議の申出先
草津市役所環境経済部農林水産課
草津市草津三丁目13番30号

(令和6年3月18日揭示済み) |

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月22日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府木津川市木津宮ノ堀57番地1 メゾン 宮ノ堀A101 三上 大智	草津市下笠町字衣田563番1	297.16㎡	R6.3.22	1737

(令和6年3月22日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月22日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町649番地13 磯田 直洋	草津市矢橋町字大將軍1855番6	498.42㎡	R6.3.22	1738

(令和6年3月22日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月22日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市下阪本五丁目25番23-303号 上田 真也 草津市矢橋町52番地50 上田 真緒	草津市矢橋町字大將軍1851番2 外1筆	182.04㎡	R6.3.22	1739

(令和6年3月22日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月25日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市下鈎1531番地（202号） パーチェ 山元 成樹、山元 夕季	草津市片岡町字上ツブ田163番 9 外1筆	182.52㎡	R6.3.25	1740

(令和6年3月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月25日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町69番地30 増井 航	草津市片岡町字上ツブ田163番 5 外1筆	166.01㎡	R6.3.25	1741

(令和6年3月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 3 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大石東七丁目1番21号、東京都千代田区大手町一丁目3番2号、草津市野路一丁目4番20号、大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号B、草津市野路町669番1、大阪市北区堂島二丁目2番2号、東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社 代表取締役 南 良治、住友林業株式会社 代表取締役 光吉 敏郎、大和ハウス工業株式会社 滋賀支店 支店長 太田 尚典、パナソニックホームズ株式会社 西日本分譲開発支社 支社長 山本 洋輔、パナソニックホームズ滋賀株式会社 代表取締役 阪東 央康、ミサワホーム近畿株式会社 代表取締役 下山 隆、三井ホーム株式会社 代表取締役 池田 明	草津市追分南四丁目字荒堀677番 外34筆	20,946.81㎡	R6.3.28	1742

（令和 6 年 3 月 28 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 3 月 28 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
香川県高松市鍛冶屋町7番地12 穴吹興産株式会社 代表取締役 穴吹 忠嗣	草津市新浜町字尺迦野439番 外3筆	4,378.59㎡	R6.3.28	1743

（令和 6 年 3 月 28 日 掲 示 済 み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月28日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市上笠二丁目15番14-A32号 メゾン笠縫 上水口 勇武、上水口 菜美	草津市下物町字庄谷199番1	215.10㎡	R6.3.28	1744

（令和6年3月28日揭示済み）

公 告

農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（滋賀県農地中間管理機構）から令和6年3月19日付けで申請があった農用地利用集積等促進計画について、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定に基づき、認可公告する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

- 縦覧の書類 農用地利用集積等促進計画
- 縦覧の期間 令和6年3月29日から
令和6年4月30日まで
- 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和6年3月29日揭示済み）

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定

に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和6年3月31日

草津市長 橋 川 渉

第2負担区

- 追加の区域 草津市木川町の一部
- 追加の地積 0.03ha

第3負担区

- 追加の区域 草津市岡本町の一部
草津市片岡町の一部
草津市下物町の一部
- 追加の地積 0.13ha

（令和6年3月31日揭示済み）

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和6年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

賦課対象区域

- [駒井沢第二処理分区] 芦浦町、長束町、平井町の
各一部
- [駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部
- [駒井沢第五処理分区] 下物町、新堂町、片岡町の
各一部
- [草津北第一処理分区] 川原二丁目の一部
- [草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部
- [草津北第三処理分区] 下笠町、川原二丁目、野村
四丁目、野村五丁目の各一
部
- [草津西第一処理分区] 西草津一丁目の一部
- [草津西第二処理分区] 北山田町、南山田町、木川
町の各一部
- [草津中央処理分区] 矢倉一丁目、青地町の各一
部
- [草津南第一処理分区] 南山田町の一部
- [草津南第二処理分区] 矢橋町の一部
- [草津南第三処理分区] 追分二丁目、追分七丁目、
追分八丁目、追分南四丁目、
笠山四丁目、野路町、矢橋町、
矢倉二丁目の各一部
- [矢橋処理分区] 橋岡町、矢橋町の各一部
- [新浜処理分区] 矢橋町の一部
- [南大萱第三処理分区] 新浜町の一部
- [草津東第一処理分区] 岡本町の一部
- [草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部
- [草津東第三処理分区] 青地町の一部
- [草津東第四処理分区] 青地町の一部
- [下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

(令和6年4月1日揭示済み)

教育委員会規則

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第1号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後

第1条～第10条　＜現行どおり＞
別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関 の名称	委員資格者	所属
草津市教育 振興基本計 画策定委員 会	(1)　＜現行どおり＞ (2) <u>保護者</u> (3) <u>小中学校</u> の関係者 (4)～(5)　＜現行どおり＞ (6) <u>就学前施設</u> の関係者 (7)～(8)　＜現行どおり＞	教育委員 会事務局 教育総務 課
＜現行ど おり＞	＜現行どおり＞	＜現行ど おり＞
<u>草津市読書 のまち推進 計画審議会</u>	(1)　学識経験を有する者 (2)　学校教育の関係者 (3)　就学前施設の関係者 (4)　地域住民を代表する 者 (5)　家庭教育の向上に資 する活動を行う者 (6)　関係する団体を代表 する者 (7)　公募市民	<u>教育委員 会事務局 生涯学習 課</u>

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞
<u>草津市読書のまち推進 計画審議会</u>	<u>2年</u>

別表第3　＜現行どおり＞

改正前

第1条～第10条　＜省略＞
別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関 の名称	委員資格者	所属
草津市教育 振興基本計 画策定委員 会	(1)　＜省略＞ (2) <u>P T Aを代表する者</u> (3) <u>学校教育</u> の関係者 (4)～(5)　＜省略＞ (6) <u>保育所</u> の関係者 (7)～(8)　＜省略＞	教育委員 会事務局 教育総務 課
＜省略＞	＜省略＞	＜省略＞
＜改正後に 新設＞	＜改正後に新設＞	＜改正後 に新設＞

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
＜省略＞	＜省略＞
＜改正後に新設＞	＜改正後に新設＞

別表第3　＜省略＞

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第 2 号

草津市美術展覧会実施規則の一部を改正する規則

草津市美術展覧会実施規則（昭和 5 6 年草津市教育委員会規則第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 <現行どおり> （作品の種別） 第 9 条 展覧会は、作品の種別ごとに次の <u>7</u> 部に分ける。 （1）～（6） <現行どおり> <u>（7）</u> 第 7 部 イラスト 第 1 0 条～第 1 6 条 <現行どおり>	第 1 条～第 8 条 <省略> （作品の種別） 第 9 条 展覧会は、作品の種別ごとに次の <u>6</u> 部に分ける。 （1）～（6） <省略> <改正後に新設> 第 1 0 条～第 1 6 条 <省略>

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第 3 号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則（昭和 4 1 年草津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																				
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第17条第2項</u>の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について定めるものとする。	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第18条第2項</u>の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について定めるものとする。																				
第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 国スポ・障スポ推進室 <u>総務係 競技係</u> 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係	第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 国スポ・障スポ推進室 <u>事業推進係</u> 歴史文化財課 文化財保護活用係 埋蔵文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事・学校保健体育係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係																				
第3条 <現行どおり>	第3条 <省略>																				
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="244 960 379 1039"><現行どおり></th><th data-bbox="381 960 778 1039"><現行どおり></th></tr> <tr> <td data-bbox="244 1050 379 1196">生涯学習課</td><td data-bbox="381 1050 778 1196">(1)～(6) <現行どおり> (7) 読書のまち推進計画審議会に関すること。 (8)～(16) <現行どおり></td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1207 379 1476">スポーツ推進課</td><td data-bbox="381 1207 778 1476">(1)～(6) <現行どおり> (7) (仮称)新志津運動公園の整備に関すること。 (8)～(9) <現行どおり> (10) ワールドマスターズゲームズ2027関西に関すること。 (11)～(13) <現行どおり></td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1487 379 1756">国スポ・障スポ推進室</td><td data-bbox="381 1487 778 1756">(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の<u>総務企画</u>に関すること。 (2) <u>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の競技運営</u>に関すること。 (3) <現行どおり></td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1767 379 1834"><現行どおり></td><td data-bbox="381 1767 778 1834"><現行どおり></td></tr> </table>	<現行どおり>	<現行どおり>	生涯学習課	(1)～(6) <現行どおり> (7) 読書のまち推進計画審議会に関すること。 (8)～(16) <現行どおり>	スポーツ推進課	(1)～(6) <現行どおり> (7) (仮称)新志津運動公園の整備に関すること。 (8)～(9) <現行どおり> (10) ワールドマスターズゲームズ2027関西に関すること。 (11)～(13) <現行どおり>	国スポ・障スポ推進室	(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の <u>総務企画</u> に関すること。 (2) <u>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の競技運営</u> に関すること。 (3) <現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="841 960 976 1039"><省略></th><th data-bbox="978 960 1375 1039"><省略></th></tr> <tr> <td data-bbox="841 1050 976 1196">生涯学習課</td><td data-bbox="978 1050 1375 1196">(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(15) <省略></td></tr> <tr> <td data-bbox="841 1207 976 1476">スポーツ推進課</td><td data-bbox="978 1207 1375 1476">(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(8) <省略> <改正後に新設> (9)～(11) <省略></td></tr> <tr> <td data-bbox="841 1487 976 1756">国スポ・障スポ推進室</td><td data-bbox="978 1487 1375 1756">(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。 (2) <u>ワールドマスターズゲームズ2021</u>関西に関すること。 (3) <省略></td></tr> <tr> <td data-bbox="841 1767 976 1834"><省略></td><td data-bbox="978 1767 1375 1834"><省略></td></tr> </table>	<省略>	<省略>	生涯学習課	(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(15) <省略>	スポーツ推進課	(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(8) <省略> <改正後に新設> (9)～(11) <省略>	国スポ・障スポ推進室	(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。 (2) <u>ワールドマスターズゲームズ2021</u> 関西に関すること。 (3) <省略>	<省略>	<省略>
<現行どおり>	<現行どおり>																				
生涯学習課	(1)～(6) <現行どおり> (7) 読書のまち推進計画審議会に関すること。 (8)～(16) <現行どおり>																				
スポーツ推進課	(1)～(6) <現行どおり> (7) (仮称)新志津運動公園の整備に関すること。 (8)～(9) <現行どおり> (10) ワールドマスターズゲームズ2027関西に関すること。 (11)～(13) <現行どおり>																				
国スポ・障スポ推進室	(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の <u>総務企画</u> に関すること。 (2) <u>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の競技運営</u> に関すること。 (3) <現行どおり>																				
<現行どおり>	<現行どおり>																				
<省略>	<省略>																				
生涯学習課	(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(15) <省略>																				
スポーツ推進課	(1)～(6) <省略> <改正後に新設> (7)～(8) <省略> <改正後に新設> (9)～(11) <省略>																				
国スポ・障スポ推進室	(1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。 (2) <u>ワールドマスターズゲームズ2021</u> 関西に関すること。 (3) <省略>																				
<省略>	<省略>																				
第4条 <現行どおり>	第4条 <省略>																				

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和 6 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 5 号

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成 1 9 年草津市教育委員会告示第 2 5 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第 1 条～第 1 2 条 <現行どおり> 別表（第 3 条、第 6 条関係）				第 1 条～第 1 2 条 <省略> 別表（第 3 条、第 6 条関係）			
設置場所	装置名	機器の名称	数量	設置場所	装置名	機器の名称	数量
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
草津中学校	<現行どおり>	<現行どおり>	<u>8</u>	草津中学校	<省略>	<省略>	<u>6</u>
	<現行どおり>	<現行どおり>	<u>各 3</u>		<省略>	<省略>	<u>各 2</u>
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
別記様式 <現行どおり>				別記様式 <省略>			

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市教育委員会告示第 6 号

草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

草津市教育振興基本計画策定会議設置要綱
(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に向けて、庁内において計画案の検討および協議を行うことを目的として、草津市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画案の検討および協議に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定会議は、教育委員会事務局各所属長ならびに総合政策部、まちづくり協働部、健康福祉部、子ども未来部および環境経済部のうちから、必要に応じて会長が指名した各所属の所属長をもって組織する。

2 会長は、教育部副部長（総括）をもって充てる。

3 副会長は、教育部副部長（学校教育担当）をもって充てる。

(会長等)

第4条 会長は、策定会議の事務を統括する。

2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定会議の事務を処理するため、教育委員会事務局教育総務課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第7号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年4月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

1 期 日 令和6年4月22日（月） 午前9時
30分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

(令和6年4月1日揭示済み)

監査委員告示

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年3月29日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 中 嶋 昭 雄

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
教 育 委 員 会	教 育 総 務 課 教 育 研 究 所 児 童 生 徒 支 援 課
子ども未来部	子ども家庭・若者課 子育て相談センター

(2) 監査の時期 令和5年12月21日から令和6年1月24日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和4年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監

査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：教育総務課

重点項目
・小学校施設維持管理費〔現年度予算分・繰越明許予算分〕 ・中学校施設維持管理費〔現年度予算分・繰越明許予算分〕
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：教育研究所

重点項目
・教育研究所運営費のうち教育研究所運営事務費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：児童生徒支援課

重点項目
・学校支援対策推進費のうち学校問題相談支援費 ・児童生徒支援費のうち児童通学支援費及び不登校支援フリースクール利用助成費
意見
① 児童通学支援制度は、遠距離通学による児童の負担軽減を図るもので、路線バスを利用する通学を認め、その運賃を支援するものであるが、バス事業者の収益環境の悪化や運転手の確保難などを背景に減便の影響やコロナ禍における不規則な登下校により臨時便の運行経費の増大や令和4年度からは新たに続行便の経費を負担するようになり、当該支援制度の事業費は増加の一途を辿っている。各経費の精査、節減など事業費の抑制はもとより、事業全体を見直す機会であると思われる。
② スクールソーシャルワーカーやいじめ等問題行動対策アドバイザーは、業務委託をしており、この形態は当初の仕様書に基づいた業務執行に

なるが、個々の学校の実態や個別の事象に臨機に対応しようとする、仕様に想定していない業務が発生するなど柔軟な対応が求められることから、指揮命令権を持つ雇用形態の方が対応を効果的に進められるのではないかと考えられる。

●監査対象：子ども・家庭若者課

重点項目
・児童健全育成事業費のうち草津っ子サポート事業費および多胎児養育支援ヘルパー派遣費 ・母子・父子福祉対策費のうちひとり親家庭等支援費
意見・指摘事項
① 契約書に親会社の名称を記載せず、事業所の名称で親会社の代表取締役名、代表者印で契約書を作成していたことから、事業を委託するにあたり、基本となる事項を取り決め、当事者双方が合意した証である契約書は重要なものであり、契約締結の権限の有無をよく確認されるなど、適正な契約事務を執行されたい。

●監査対象：子育て相談センター

重点項目
・児童健全育成事業費のうち子育て支援センター運営費 ・母子保健衛生費のうち妊婦健診費
意見・指摘事項
① 妊婦健康診査等委託料の負担行為変更書において、所管副部長専決を得ず、財政課合議も回付しないまま執行されていたことから、会計規則、事務決裁規程等を遵守し、適正な事務執行をされたい。
② 事業連携協定書開催要項において、「事業終了後、事業費を精算し、草津市へ報告する。」とされているが、子育て支援プレミアム企画ウインターコンサートにおいて市への報告書は確認できなかったことから、協定において定めた事項は確実に履行し、遅滞時には適時適切な指導を行い、事業実施後の事業費や市の負担額の確認など適正に事務を執行されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔出資団体〕

監査対象団体：草津まちづくり株式会社

監査実施期日：令和6年2月22日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：社会福祉法人ご縁会、特定非営利活動法人スポキッズ

監査実施期日：令和6年2月20日から令和6年2月21日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、出資団体については、出納その他の事務について、関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているか、出資目的に合致した事業運営、適正で効率的、効果的な事業運営がなされているか、また所管所属が監査対象団体に対して適切な指導監督を行っているかという観点から、公の施設の指定管理者については公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和 4 年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、出資団体については、設立目的に沿った事業運営が行われ、会計経理及び財産管理は適切で、市の出資目的および出資金額等は妥当であり、経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているものと認められ、公の施設の指定管理者については、令和 4 年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津まちづくり株式会社（都市地域戦略課）

監査対象項目
令和 4 年度における草津まちづくり株式会社の運営状況（経理等の事務処理など）
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：社会福祉法人ご縁会（子ども・若者政策課）

監査対象施設（公の施設）
のびっ子老上西
指定管理の業務範囲
(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) クラブの施設および設備の維持管理に関する業務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
意見・指摘事項

【社会福祉法人 ご縁会】

① 事業計画書等の書類の提出にあたっては、記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認したうえで提出されたい。

② 利用者に対し、おやつ代の精算報告をされたい。

また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、市と協議のうえ正確に表示されたい。

③ 基本協定の規定に基づき、事業報告書を作成し、提出されたい。

④ 仕様書に則り、物品管理簿を整備された上、市への報告も確実に実施されたい。

⑤ 第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残されたい。

【子ども・若者政策課】

① 事業計画書の記載内容等に漏れや誤りがないか、内容をよく確認されたい。3 月末の提出では、確認や訂正の期間がないことから、提出期限を検討されたい。

② おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。

また、事業報告書の収支内訳表と法人の決算書類との整合に関し、指定管理者と協議されたい。

③ エネルギーの使用量については、KEMS の提出時期である 4 月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。

なお、KEMS の提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。

また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。

④ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。

なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、今回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。

⑤ 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。

なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。

●監査対象：特定非営利活動法人スポキッズ（子ども・若者政策課）

監査対象施設（公の施設）
のびっ子老上
指定管理の業務範囲
(1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務 (2) クラブの施設および設備の維持管理に関する業務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認

める業務

意見・指摘事項

【特定非営利活動法人 スポキッズ】

- ① 基本協定の規定に基づき、事業報告書を作成し、提出されたい。
- ② 第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残されたい。
- ③ 仕様書に則り、物品管理簿を整備された上、市への報告も確実に実施されたい。
- ④ 利用者に対し、おやつ代の精算報告をされたい。

【子ども・若者政策課】

- ① エネルギーの使用量については、KEMSの提出時期である4月に提出され、事業報告時には提出を求めているとのことであるが、基本協定において、事業報告書に記載する事項と定められていることから、適切に指導されたい。
なお、KEMSの提出時のみで可とするならば、基本協定等の条項の見直しも検討されたい。
また、精算項目である修繕料の実績には、領収書の添付を指導され、支払金額の確認を確実にされたい。
- ② 指定管理者が第三者に再委託する場合は、市と協議を行い、記録等を残すよう指導されたい。
なお、専門業者に委託しなければ執行できない業務が予め想定できるのであれば、規定方法の工夫も検討されたい。
- ③ 仕様書に定めた事項については確実に履行されるよう指導されたい。
なお、今後も指定管理料で購入された物品を市の所有物としないのであれば、次回の指定管理業務の仕様書における指定管理者所有の物品の管理簿の必要性について検討されたい。
- ④ おやつ代の取扱いについて、適切に指導されたい。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 中嶋 昭 雄

〔定期監査〕

令和5年7月14日および9月29日告示分

監査対象：第四保育所

意見・指摘事項	措置状況等
① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、毎月1回の残高確認で、その月に金銭の動きがないときは確認していない会計があったので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 現在、金銭の動きのない会計についても保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、毎月1回全ての会計について適切な事務処理を行っております。

監査対象：老上西小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計の出納簿がなかった。 また、毎月1回の残高確認行為について、4月～12月分をまとめて確認し、各月の確認の調書を作成していたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① 毎月末に通帳と金銭出納簿等を照合して適正に処理を行っていました。

監査対象：玉川小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計について、決算書が作成されていなかった。 また、毎月1回の残高確認について、複数の会計において複数月をまとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① スポーツ振興センター会計の決算書を作成しました。 また、学校徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り適切な事務処理をすること、毎月1回の残高確認をすることを職員に周知し、実施しています。

監査対象：笠縫東小学校

意見・指摘事項	措置状況等
① スポーツ振興センター会計については、伝票および毎月1回の残高確認が行われていなかった。 また、複数の会計において、毎月1回の残高確認が複数月まとめて行われていたため、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。	① スポーツ振興センター会計については、ファイルを作り、伝票を保存し、毎月1回の残高確認を行うようにしました。 また、他の会計においても毎月1回の残高確認を確実にを行うように改善しました。

監査対象：草津中学校

意見・指摘事項	措置状況等
① AEDの点検において、体育館設置の1台は10日以上点検できていないことが複数あったので、AEDの点検は、毎日、実施されるよう改善されたい。	① 学校保健委員会の委員（教頭、養護教諭、保健主事）および部活動顧問が分担し、長期休業中も含め、毎日下校指導時や部活動終了時に体育館内の施設とともにAEDの点検を行うこととし、改善を図りました。

監査対象：生活安心課

意見・指摘事項	措置状況等
① 草津市準公金取扱要領第4条第4項の確認において、準公金管理者は、管理する準公金について、通帳残高と実際の残高（現金保管分および通帳残高）が一致しているか、適正に確認されたい。 なお、資金前渡の必要があるときは、適正な手続きにより処理を行い、確実に精算されたい。	① 毎月1回所属長が行っている確認の際、通帳・現金出納簿等の内容に相違箇所がないよう管理を徹底しています。 また、資金前渡が必要な場合は、資金前渡調書を作成して出金し、適正に資金を管理した上で、執行後に精算処理を行うよう改善しました。

(令和6年3月29日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第4号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和6年3月29日

草津市農業委員会

会長 中瀬 康夫

- 期 日 令和6年4月10日（水） 午後1時30分
- 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
 - 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
 - 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
 - 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
 - 農地変更届出について（報告）
 - 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて
 - 草津市農地利用最適化推進委員選任の手続きに関する規程の改正につき、議決を求めることについて
 - 農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
 - 農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて

(令和6年3月29日揭示済み)

上下水道事業管理規程

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第 1 号

草津市上下水道部事務分掌規程の一部を改正する規程

草津市上下水道部事務分掌規程（昭和 5 2 年草津市水道事業管理規程第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第 1 条～第 5 条 ＜現行どおり＞ （分掌事務） 第 6 条 ＜現行どおり＞		第 1 条～第 5 条 ＜省略＞ （分掌事務） 第 6 条 ＜省略＞	
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞
上下水道施設課	(1)～(2) ＜現行どおり＞ (3) <u>導水管</u> および <u>送配水管</u> 新設、改良、移設工事の設計、施行および監督にすること。 (4)～(5) ＜現行どおり＞ (6) 給水装置および <u>配水管</u> の維持管理にすること。 (7)～(28) ＜現行どおり＞	上下水道施設課	(1)～(2) ＜省略＞ (3) <u>送配水管</u> 新設、改良、移設工事の設計、施行および監督にすること。 (4)～(5) ＜省略＞ (6) 給水装置および <u>送配水管</u> の維持管理にすること。 (7)～(28) ＜省略＞
＜現行どおり＞	＜現行どおり＞	＜省略＞	＜省略＞
ロクハ浄水場	(1)～(3) ＜現行どおり＞ (4) 取水施設、導水施設および <u>配水施設</u> （配水管を除く。）の維持管理にすること。 (5)～(7) ＜現行どおり＞	ロクハ浄水場	(1)～(3) ＜省略＞ (4) 取水施設、導水施設および <u>配水施設</u> （配水管を除く。）の維持管理にすること。 (5)～(7) ＜省略＞
第 7 条 ＜現行どおり＞		第 7 条 ＜省略＞	

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市上下水道事業管理規程第2号

草津市上水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

草津市上水道事業給水条例施行規程（平成10年草津市水道事業管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条の6 <現行どおり> （工事材料） 第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）に使用する材料は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 （1）産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場または事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの （2）～（3） <現行どおり> 2 <現行どおり> 第7条～第11条 <現行どおり> （給水装置工事材料の検査） 第12条 市長が定める給水装置工事材料の検査は、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）に定める方法で行う。ただし、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）に定める基準（以下「性能基準」という。）を満たす製品規格（日本産業規格、製造業者等の団体規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準の項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上に厳しいものをいう。）に適合している工事材料ならびにそれ以外の個別判断が必要となる給水装置工事材料のうち、製造業者等が自らの責任において性能基準に適合する自己認証した給水装置工事材料および国際標準化機構が定めるガイドラインに規定する要件を満たす第三者認証機関が性能基準に適合すると認証した給水装置工事材料については、検査を行わず、検査に合格したものとみなす。	第1条～第5条の6 <省略> （工事材料） 第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）に使用する材料は次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 （1）工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場または事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの （2）～（3） <省略> 2 <省略> 第7条～第11条 <省略> （給水装置工事材料の検査） 第12条 市長が定める給水装置工事材料の検査は、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）に定める方法で行う。ただし、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「基準省令」という。）に定める基準（以下「性能基準」という。）を満たす製品規格（日本工業規格、製造業者等の団体規格、海外認証機関の規格等の製品規格のうち、その性能基準の項目の全部に係る性能条件が基準省令の性能基準と同等以上に厳しいものをいう。）に適合している工事材料ならびにそれ以外の個別判断が必要となる給水装置工事材料のうち、製造業者等が自らの責任において性能基準に適合する自己認証した給水装置工事材料および国際標準化機構が定めるガイドラインに規定する要件を満たす第三者認証機関が性能基準に適合すると認証した給水装置工事材料については、検査を行わず、検査に合格したものとみなす。

改正後	改正前
第13条～第35条 <現行どおり>	第13条～第35条 <省略>

付 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第6条本文の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第9号

公共下水道の供用および処理開始について

公共下水道の供用および処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月31日

草津市長 橋 川 渉

1 供用および処理を開始する年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除および処理すべき区域

[駒井沢第二処理分区] 芦浦町、長束町、平井町の各一部

[駒井沢第三処理分区] 駒井沢町の一部

[駒井沢第五処理分区] 下物町、新堂町、片岡町の各一部

[草津北第一処理分区] 川原二丁目の一部

[草津北第二処理分区] 上笠一丁目の一部

[草津北第三処理分区] 下笠町、川原二丁目、野村四丁目、野村五丁目の各一部

[草津西第一処理分区] 西草津一丁目の一部

[草津西第二処理分区] 北山田町、南山田町、木川町の各一部

[草津中央処理分区] 矢倉一丁目、青地町の各一部

[草津南第一処理分区] 南山田町の一部

[草津南第二処理分区] 矢橋町の一部

[草津南第三処理分区] 追分二丁目、追分七丁目、追分八丁目、追分南四丁目、笠山四丁目、野路町、矢橋町、矢倉二丁目の各一部

[矢橋処理分区] 橋岡町、矢橋町の各一部

[新浜処理分区] 矢橋町の一部

[南大萱第三処理分区] 新浜町の一部

[草津東第一処理分区] 岡本町の一部

[草津東第二処理分区] 岡本町、山寺町の各一部

[草津東第三処理分区] 青地町の一部

[草津東第四処理分区] 青地町の一部

[下戸山第二処理分区] 山寺町の一部

3 供用を開始する排水設備の合流式または分流式の区分

分流式

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称

(1) 位置 草津市矢橋町2108番地

(2) 名称 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）浄化センター

5 関係図書の縦覧場所

草津市上下水道部上下水道施設課

(令和6年3月31日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第10号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
1344	株式会社 Grosswa terprojec t	分部 裕	大津市真野大野 一丁目21番3 8号	080- 2510 -350 6

2 指定有効期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第11号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、
草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水
道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
1344	株式会社 Grosswa terprojec t	分部 裕	大津市真野大野 一丁目21番3 8号	080- 2510 -350 6

2 指定有効期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(令和6年4月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33
条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託
するので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第4
03号）第26条の4第1項に基づき告示する。

令和6年4月1日

草津市長 橋 川 渉

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
水道料金、公共 下水道使用料そ の他地方公営企 業の業務に係る 公金の収納事務	【受託者】 株式会社アウトソーシ ングトータル サポート 【住所】 神奈川県横浜市都筑区 茅ヶ崎中央8番33号 サウスコア205号室	令和6年4 月1日から 令和11年 1月31日 まで
水道料金、公共 下水道使用料そ の他地方公営企 業の業務に係る 公金の収納事務	【受託者】 しがぎん代理店株式会 社 【住所】 滋賀県大津市浜町1- 38	令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日ま で
水道料金、公共 下水道使用料そ の他地方公営企 業の業務に係る 公金の収納事務	【受託者】 株式会社電算システム 【住所】 岐阜市日置江1-58	令和6年4 月1日から 令和7年3 月31日ま で

(令和6年4月1日揭示済み)

訂 正

令和5年草津市公報第7号の訂正

令和5年5月1日発行の草津市公報第7号の一部に誤
りがありましたので、次のとおり訂正します。

表紙目次、上下水道事業公告中「草津市公共下水道事
業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施
設課）」および「草津市公共下水道事業に係る受益者負
担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設
課）」を削り、公告中「都市計画法に基づく開発行為に
関する工事完了公告」の後ろに加える。

173ページ、「草津市公共下水道事業受益者負担に
係る負担区の設定について」および「草津市公共下水道
事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定につ
いて」を削り、146ページ「都市計画法に基づく開発
行為に関する工事完了公告」の後ろに加える。